

身体障害者障害程度等級表

赤枠(太枠)内は、特別児童扶養手当の障害程度に概ね該当する範囲。ただし、診断書による場合は、この枠にかかわらず判定医の判定結果により認定を行う。

身体障害者手帳の写しをもって児童の診断書を省略できる範囲およびその該当等級(欠損による障害を除き、交付日から2年以内のものに限る)

特別児童扶養手当1級

特別児童扶養手当2級

級別	視覚障害	聴覚または平衡機能の障害		音声機能、言語機能、またはそしやく機能の障害	肢体不自由			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害					級別		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害		小腸機能障害	
1級	両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のあるものについては、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	1級
2級	1.両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2.両眼の視野がそれぞれ10°以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1.体幹の機能障害により座位または起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						2級
3級	1.両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2.両眼の視野がそれぞれ10°以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解できないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能、またはそしやく機能の喪失	1.両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1.両下肢をショッパー関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	3級
4級	1.両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2.両眼の視野がそれぞれ10°以内のもの	1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能、またはそしやく機能の著しい障害	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指またはひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が腫側に比して、10センチメートル以上または腫側の長さの10分の1以上短いもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4級	
5級	1.両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの			平衡機能の著しい障害	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指およびひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指またはひとさし指を含めて上肢の三指の機能の著しい障害	1.一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が腫側に比して、5センチメートル以上または腫側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの						5級
「6級・7級は記載省略」															
備考	1.同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級以上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2.肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は六級とすることができる。 3.異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の級とすることができる。 4.[指を欠くもの]とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。							5.[指の機能障害]とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6.上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7.下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。							備考